

函館市立中学校等部活動地域支援者人材バンク設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市立中学校等部活動地域支援者活用事業実施要綱（平成28年4月20日制定。以下「実施要綱」という。）の規定に基づき、函館市立中学校、義務教育学校（後期課程）および高等学校（以下「函館市立中学校等」という。）の部活動において、部活動地域支援者として部活動支援を行う意思のある者の情報を登録する函館市立中学校等部活動地域支援者人材バンク（以下「人材バンク」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録対象者)

第2条 人材バンクに登録できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 登録申請日において18歳以上の者（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく高等学校または高等専門学校（専攻科を除く。）に在学している者を除く。）
- (2) 函館市立中学校等の部活動の実施種目における指導資格、審判資格等を有する者またはこれらの資格取得を目指す者もしくはこれに準ずる者
- (3) 暴言、暴力、ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為は許されないものであることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約した者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、人材バンクに登録することができない。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処され、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 暴力団等の反社会的勢力の構成員またはこれらの者と社会的に非難されるべき関係等を有する者
- (3) 過去に、暴言、暴力、ハラスメント等の行為、性犯罪歴その他指導者として不適切と認められる事由がある者

(登録申請等)

第3条 人材バンクへの登録を希望する者（以下「申請者」という。）は、別記第1号様式の函館市立中学校等部活動地域支援者人材バンク登録申請書（以下「申請書」という。）を函館市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出するものとする。なお、申請書に記入すべき事項を教育委員会が指定するオンライン申請フォームに入力し、送信することにより、申請書の提出に代えることができる。

2 教育委員会は、前項の申請書の提出等があったときは、これを審査して登録の可否を決定し、別記第2号様式の部活動地域支援者人材バンク登録決定通知書または別記第3号様式の部活動地域支援者人材バンク登録申請却下通知書により、当該申請者に通知するものとする。

3 教育委員会は、前項の規定により登録の決定をしたときは、別記第4号様式の部活動地域支援者人材バンク登録者名簿（以下「登録者名簿」という。）に当該申請者の情報を登録するものとする。

(登録情報の提供等)

第4条 教育委員会は、登録者名簿に登録した者（以下「登録者」という。）の情報のうち次の各号に掲げる事項を抜粋した一覧（以下「登録者一覧」という。）を作成し、函館市立中学校等の学校長（以下「学校長」という。）に提供することができる。

(1) 年代

(2) 性別

(3) 指導できる種目

(4) 指導資格・指導歴等

(5) 希望配置先

(6) 対応可能な曜日および時間帯

(7) その他特記事項

2 学校長は、登録者一覧を閲覧し、登録者との面接等を希望するときは、別記第5号様式の部活動地域支援者人材バンク登録情報提供依頼書により、教育委員会に依頼するものとする。

3 教育委員会は、学校長から前項の依頼があったときは、その利用目

的が人材バンクの設置の趣旨に反する場合を除き，当該登録者の氏名，連絡先等の登録情報を提供するものとする。

- 4 学校長は，前項の情報提供があったときは，当該登録者に面接等の依頼を行うことができる。
- 5 学校長は，登録者との面接等を行ったときは，その結果を教育委員会に報告し，当該登録者を部活動地域支援者として配置することを希望する場合においては，実施要綱に規定する希望調書を教育委員会に提出しなければならない。
- 6 教育委員会は，学校長から前項の希望調書の提出があったときは，実施要綱の規定に基づき配置の可否等を決定し，学校長を通じて当該登録者に通知するものとする。

（登録情報の変更および抹消）

第5条 登録者は，登録情報の内容に変更が生じたとき，または登録の抹消を希望するときは，別記第6号様式の部活動地域支援者人材バンク登録情報変更・抹消届出書により速やかに教育委員会に届け出るものとする。

- 2 教育委員会は，次の各号のいずれかに該当するときは，登録情報を変更し，または抹消するものとする。
 - (1) 登録者から前項の届出があったとき。
 - (2) 2年以上にわたり，登録者の配置校が決定しないとき。
 - (3) その他登録を抹消すべき事由が生じたと認めるとき。

（登録の取消）

第6条 教育委員会は，登録者が次の各号のいずれかに該当するときは，登録を取り消すものとする。

- (1) 虚偽の申請により登録を受けたとき。
- (2) その他登録者として不適格と認められる事由が生じたとき。

（人材バンクによらない部活動地域支援者の配置）

第7条 この要綱の規定にかかわらず，学校長は登録者以外の者（実施要綱第2条第1項に規定する要件を満たす者に限る。）を指名して，教育委員会に部活動地域支援者の配置に係る希望調書を提出すること

ができる。

(個人情報保護)

第8条 人材バンクに関する業務に伴い収集した個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適正に取り扱うものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、人材バンクに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別記第1号様式

函館市立中学校等部活動地域支援者人材バンク登録申請書

	申請年月日	年	月	日	
ふりがな				性別	男・女
氏名					
生年月日	(西暦) 年 月 日				
住所	〒				
連絡先	自宅電話				
	携帯電話				
	メールアドレス				
誓約事項	<input type="checkbox"/> 次の事項について誓約します。 ・ 暴言・暴力、ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の不適切な行為は許されないものであることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないこと。 <input type="checkbox"/> 次のいずれにも該当しないことを誓約します。 ・ 拘禁刑以上の刑に処され、その執行が終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者 ・ 暴力団等の反社会的勢力の構成員またはこれらの者と社会的に非難されるべき関係等を有する者 ・ 過去に、暴言・暴力、ハラスメント等の行為や性犯罪歴等がある者				
指導できる種目					
指導資格・審判資格等					
指導歴					
競技・活動経験					
希望配置先					
対応可能な曜日・時間帯					
その他特記事項					

年 月 日

様

函館市教育委員会

部活動地域支援者人材バンク登録決定通知書

年 月 日付けで申請のあった函館市立中学校等部活動地域支援者人材バンクへの登録については、下記のとおり登録を決定したので通知します。

記

1 登録年月日

年 月 日

2 学校との面接等について

- ・ 学校から面接等の依頼について連絡があった際は、ご対応いただきますようお願いいたします。
- ・ 学校との面接等により双方の条件等を確認した上で、学校から配置希望の申出があった場合には、別途、教育委員会から配置の決定について通知します。

3 その他

- ・ 登録情報に変更が生じた場合や、登録の抹消を希望する場合には、届出が必要となりますので、教育委員会にご連絡ください。
- ・ 2年以上にわたり配置校が決定しないときは、登録を抹消することとしています。

別記第3号様式

年 月 日

様

函館市教育委員会

部活動地域支援者人材バンク登録申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった函館市立中学校等部活動地域支援者人材バンクへの登録については、下記の理由により却下したので通知します。

記

1 却下した理由

別記第5号様式

年 月 日

函館市教育委員会 様

学校長

部活動地域支援者人材バンク登録情報提供依頼書

下記の登録者と面接等を行いたいので、氏名、連絡先等の登録情報の提供を依頼します。

記

1 面接等を行いたい登録者

登録番号	年代	性別	指導できる種目

年 月 日

函館市教育委員会 様

(氏名) _____

部活動地域支援者人材バンク登録情報変更・抹消届出書

下記のとおり，登録情報の変更・抹消を届け出ます。

記

1 登録情報の変更

変更したい事項	変更前	変更後

2 登録の抹消

登録を抹消する理由	
-----------	--